

平成25年2月22日

受益者の皆様へ

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

追加型投資信託「BNPパリバ日本成長株ファンド」  
繰上償還予定についてのお知らせ

拝啓 平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは平成16年4月12日の設定日以来、一般のお客様にご投資いただきますよう努力して参りましたが、ファンドの純資産総額は平成24年12月末現在2億8,180万5,153円(3億6,153万9,932口)で、10億口を下回る状況でございます。今後数年先を展望しても、当ファンドの運用が困難な状況と考えざるを得ません。

このような状況を十分検討した結果、弊社は当ファンドの繰上償還がやむを得ないものと判断し、投資信託約款に基づき平成25年4月22日付をもって償還を繰り上げて行う予定である旨、謹んでご報告申し上げます。何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

敬具

## 記

## 繰上償還に関するスケジュールについて

新聞公告(日本経済新聞)	平成25年2月22日
異議申立期間	平成25年2月22日から平成25年3月25日まで
繰上償還の確定	平成25年3月26日
異議申立受益者の買取請求期間	平成25年3月27日から平成25年4月15日まで
繰上償還日	平成25年4月22日

## 繰上償還に係る異議申立について

このお知らせは、公告日(平成25年2月22日)現在「BNPパリバ日本成長株ファンド」を保有している方(受益者)にお送りしています。

公告日現在の受益者は、上記の異議申立期間にBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社に対し、書面によりこの繰上償還に異議を申立てることができます。

異議申立の受益者の受益権の合計口数が、公告日の受益権の総口数の2分の1を超えない場合は、平成25年4月22日に当ファンドは繰上償還となります。

繰上償還が確定した場合、当ファンドは安定運用に切替え運用を行います。

異議申立の受益者の受益権の合計口数が、公告日の受益権の総口数の2分の1を超えた場合は、繰上償還を行いません。この場合、繰上償還を行わない旨を異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告いたします。

## 異議申立の手続きについて

予定しております償還に対し、異議のある受益者の方は、書面にて下記2.の内容をご記入の上、下記1.の宛先にご送付ください。

## 1. 異議申立書の送付先

〒100-6740 東京都千代田区丸の内1-9-1グラントウキョウノースタワー  
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 投信企画部  
「BNPパリバ日本成長株ファンド」繰上償還に関する異議申立窓口

## 2. ご記入いただく内容

住所  
氏名(ご署名、ご捺印)  
ファンド名、保有口数  
取扱販売会社名、取引支店名、口座番号  
繰上償還に反対する旨

### 異議申立に当たっての注意事項

- ・平成25年3月25日弊社必着にてご郵送ください。(平成25年3月26日以降に到着した場合は、異議を無効といたします。)
- ・当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方または同一販売会社であっても複数の支店等で口座をお持ちの方は、保有するすべての販売会社名、支店名、口座番号をご記入ください。
- ・異議を申立てられた受益者につきましては、受益者及び受益者の保有口数等を確認する都合上、お取り扱い販売会社とBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及び受託会社の三者間で受益者に関する情報を共有することに同意いただけたものといたします。
- ・異議申立書の記載に不備がある場合は、異議を無効とさせていただきます。
- ・異議の無い受益者の方は、手続きの必要はありません。
- ・異議申立期間中についても、償還に対して異議を申し立てたか否かにかかわらず、取扱販売会社において通常通り当該ファンドの解約のお申込みを受け付けております。

### 異議申立の受益者の買取請求手続きについて

異議申立の受益者は、当ファンドの繰上償還が決定した場合、以下の手続きにより自己の所有する受益権について、信託財産をもって買取することを請求することができます。

1. 買取請求受付期間 平成25年3月27日～平成25年4月15日  
(平成25年4月16日以降に到着した場合は、買取請求を無効とさせていただきます。)

### 2. 買取請求手続き

異議をお申立てされた受益者に対し、委託会社から「買取請求のご案内」を発送  
買取請求必要書類へのご記入  
買取請求必要書類を販売会社へ提出  
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社から受託会社へ、買取請求必要書類の送付  
受託会社での買取請求必要書類の受理及び当該信託財産による買取の実行  
受託会社からご指定銀行口座への買取代金のお振込(お支払代金から振込手数料及び買取計算書の郵送料を差し引かせていただきます。)

上記の買取請求は、議決権行使による反対された受益者が、法令に基づいて受託会社の信託財産に対して行うものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。このご請求手続きは一部解約の実行請求に準ずるものとします。

本件に関してご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。  
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社  
フリーダイヤル:0120-996-222 (受付時間:土日祝日を除く午前10時から午後5時まで)  
お客さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせは、お取引のある販売会社の本・支店等へお問い合わせください。

以上